

## 静岡県告示第310号の2

静岡県ふっこう割事業費補助金交付要綱（令和元年静岡県告示第443号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「静岡県ふっこう割事業」とは、伊豆の国市又は函南町の宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）において、令和2年2月10日から同年3月6日までの間に宿泊（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の宿泊を除く。）をする者に対し、宿泊料金の割引を行う事業をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して14日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して14日を経過した日）又は<u>令和2年3月20日</u>のいずれか早い日まで</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「静岡県ふっこう割事業」とは、伊豆の国市又は函南町の宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）において、令和2年2月10日から同年3月6日までの間に宿泊（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の宿泊を除く。）をする者又は同年4月7日から同年5月31日までの間に宿泊をする者に対し、宿泊料金の割引を行う事業をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して14日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して14日を経過した日）又は<u>令和2年6月14日</u>のいずれか早い日まで</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。